

添付資料 9 設計業務対象施設に係る要件

設計業務対象施設に係る要求性能は次のとおりとする。諸室の機能性や効率性を考慮し、多様な目的に応じた空間利用ができるように工夫した施設計画とすること。なお、本項に記載する要求性能は市が求める最低水準であり、具体的な記載のない内容については関連法令や基準等に定める事項を参照し、学校施設として必要な性能を満たすよう計画すること。諸室の室数や面積、設備等の詳細については「添付資料10 必要諸室の諸元表」によるものとする。

1 前提条件

- (a) 現佐野市立西中学校屋外運動場東側に、校舎・屋内運動場・こどもクラブを整備する。
- (b) 造成計画においては東側にある施設（部室、プールなど）を先行解体し、屋外運動場を含めた敷地について校舎・屋内運動場・こどもクラブを整備する。新校舎等の竣工後、既存校舎の解体を終えて屋外運動場等を整備する。
- (c) 解体、建設にあたっては、工事の進捗に影響のない範囲で工期を調整し、工区設定を工夫するなど、可能な限り屋外運動場としての使用ができる区画を確保するよう努めること。
- (d) 市の方針に基づき、建設する主要な建物（校舎・屋内運動場・こどもクラブ）については、施設のZEB化(ZEB-Ready以上)に配慮すること。
なお、本施設は、将来的に「Nearly ZEB」以上の水準の認証取得を見据えているため、これに対応できる太陽光発電設備の配置計画を行うこと。
- (e) 原則として、すべて空調設備を設置すること。（廊下、倉庫、トイレ、部室等は除く）
また、屋内運動場（メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場、その他諸室）についても同様とする。（なお、こどもクラブについては当該項目等の通りとする。）

2 全体配置等

(1) 共通事項

- (a) 新校舎は事業予定地の東側に配置し、事業予定地の西側は屋外運動場とする。屋外運動場は既存校舎等を解体・撤去した上で整備することとなるが、新校舎完成後、極力速やかに屋外運動場についても全面供用開始できるよう工夫して配置計画・工程計画を行うこと。
- (b) 住宅地内のため、近隣住宅への日影・圧迫感・騒音等の影響に配慮した建物配置とすること。特に住宅が近接する北側には十分に配慮すること。
- (c) 既存の記念碑や記念樹、モニュメント等は【資料14 記念碑・記念樹等の移設・移植対象資料】を参照とした施設計画とすること。
- (d) 地域活動の場となるスペースの配置に配慮し、積極的な地域交流が行えるような施設計画を検討すること。
- (e) 敷地内や建物および外部からの見通しが確保され、死角となる場所が少ない計画とすること。やむを得ず死角となる場所には防犯カメラ等を設置すること。
- (f) 全体配置は、利便性を考慮し、類似する機能を有する諸室を集積して計画することが望

ましい。

- (g) 児童等の登下校、諸室等へのアクセス、車両動線、配膳室への搬出入等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- (h) 本施設の整備によって近隣への日照障害を発生させない規模・配置とすること。また、近隣への電波障害を発生させないように規模・配置を検討し、障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。
- (i) 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とすること。廊下等の共用部側の壁面からも採光・通風が確保できるようにハイサイドライトを設けるなど工夫を行うこと。
- (j) 内装には漆喰や木材を使用するなど、ぬくもりや柔らかさを感じることのできる校舎とすること。なお、漆喰については佐野市産を、木材については、市産材や県産材等を使用するように努めるものとする。
- (k) 地域の指定避難所としての利用も想定し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した施設計画とすること。
- (l) 外壁、窓はメンテナンスが容易に行えるよう十分に配慮すること。また、原則としてすべての窓に網戸を設置すること。
- (m) メンテナンスやランニングコスト等を検討した、維持管理しやすい計画とすること。
- (n) 原則として校舎全室（廊下、倉庫、トイレ等は除く）及び屋内運動場（メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場、諸室）において、校内LANが使用できるよう、必要となる電源、電気及び通信設備を整備すること。また、上記設備は将来的な維持修繕、交換等が容易な配置、構造とするように配慮すること。
- (o) 各室の詳細な要件については、本資料に記載のほか、「添付資料10 必要諸室の諸元表」の通りとすること。

(2) 諸室ごとの要件

① 普通教室等

ア 普通教室

- (a) 学年単位の活動等を考慮し、同一学年の教室は同一階にまとまりを持った配置を基本とすること。
- (b) 特別教室や屋内運動場への移動が容易な位置への配置とすること。
- (c) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよい教室とすること。
- (d) 児童生徒の教室サイズの拡大や大型提示装置、充電保管庫などの学習設備を配置することを踏まえた規模として、床面積は1室あたり下限を72㎡以上とし、できる限り大きな面積を確保すること。また、児童生徒の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
- (e) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (f) 学習への興味や関心を高められるような掲示スペースを設けること。
- (g) 多様化する学習に対応できるよう、情報（ICT）機器を利用できる環境を整えること。
- (h) 各教室に児童生徒の人数分のタブレット端末を収納できるスペース及び電源配線を確保すること。

- (i) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (j) 出入口は移動式の電子黒板（架台を含む標準サイズ：（最大高さ1,985mm）が容易に搬入できるサイズとすること。

イ 多目的教室（予備教室）

- (a) 普通教室、特別支援教室、少人数指導教室として利用が可能な多目的教室を配置とすること。

設計要件は原則として普通教室に準ずるが、可動間仕切りを設置し、2分割が可能な構造とすること。また、分割後はそれぞれ独立して使用できるよう、電源、照明、空調等諸設備に配慮すること。

② 特別支援学級等

ア 特別支援学級

- (a) 特別支援学級での少人数学習形態に対応できる柔軟なレイアウトになるよう工夫すること。
- (b) 障がい等の特性を考慮し、安全性を十分に確保できる配置を検討すること。
- (c) 特別支援学級の床面積等は以下のとおりとする。

- ・普通教室と同等（下限72㎡以上）の教室 4室

- ※可動間仕切りにより、2分割可能な構造とすること。

なお、分割後はそれぞれ独立して使用できるよう、電源、照明、空調等諸設備に配慮すること。

- ・普通教室を2分割した広さの教室（半教室）（床面積の下限36㎡以上） 6室

- (d) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよい教室とすること。特に、必要に応じて曇りガラス加工をするなど、児童生徒が授業に集中できるよう配慮すること。
- (e) 児童生徒の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
- (f) 児童生徒が利用しやすい手洗い場を教室内に配置すること。
- (g) 教員が待機し、授業の準備を行えるスペースを確保すること。
- (h) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (i) 多様な学習形態に対応できる空間となるように配慮すること。
- (j) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (k) 原則として前期課程用教室は1階に設置し、後期課程用教室は、後期課程の普通教室を設置する階と同一とすることが望ましい。

イ 通級指導教室（前期課程：1室 後期課程：1室）

- (a) 床面積は1室あたり36㎡以上とし、各教室に黒板等を設置したり、空調を設置するなど、独立した使用ができるような構造とすること。
- (b) 障がい等の特性を考慮し、安全性を十分に確保できる配置を検討すること。
- (c) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよい教室とすること。特に、必要に応じて曇りガラス加工をするなど、児童生徒が授業に集中できるよう配慮すること。

- (d) 児童生徒の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
- (e) 児童生徒が利用しやすい手洗い場を教室内に配置すること。
- (f) 教員が待機し、授業の準備を行えるスペースを確保すること。
- (g) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (h) 多様な学習形態に対応できる空間となるように配慮すること。
- (i) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (j) 他校からの通級を考慮し、前期・後期過程用とも1階に設置することが望ましい。

③ 特別教室等

ア 音楽室（前期課程：1室、後期課程：1室）

- (a) 前期課程、後期課程それぞれの使用を考慮すること。また、音楽活動をより充実できるよう、発表空間・練習空間をできる限り確保すること。
- (b) 他の教室や近隣への音の影響に十分配慮し、普通教室からは出来るだけ離れた位置に配置することが望ましい。
- (c) 室内音響に配慮すること。
- (d) 音楽室から直接出入り可能な準備室・器具庫を設けること。なお、準備室・器具庫は、必要とする楽器等を十分余裕をもって保管でき、楽器等に直射日光が当たらない保管スペースを確保すること。

イ 理科室（前期課程：1室、後期課程：2室）

- (a) 前期課程、後期課程それぞれの使用を考慮し、実験用机や必要となる各種設備を適切に配置し、学習環境に必要な設備を設けること。
- (b) 顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 収納棚を十分に設置し、棚は外部から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。
- (d) 原則として、理科室から直接出入り可能な準備室を設けること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (e) 必要に応じて隣接する廊下などに研究成果などの資料掲示スペースを設けること。
- (f) 理科準備室は理科教材、備品、器具等を十分に収納でき、準備室内で実験作業ができるスペースを確保すること。
また、室内に実験台を1台設置すること。
- (g) 準備室内に、別途施錠が可能な薬品庫（薬品保管室）を設けるとともに、薬品庫内に施錠できる薬品保管庫（薬品保管用什器）を設置すること。
また、薬品保管庫の設置に際しては地震その他の原因により転倒しないよう、壁面等に固定すること。

ウ 図工室

- (a) 工作、図画など、主に前期課程の児童が様々な制作活動を行えるよう必要な設備を設けること。
- (b) 作品の制作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分

配慮した計画とすること。

- (c) 図工室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品や材料の保管スペースを設けること。
- (d) 必要に応じて隣接する廊下などに作品展示スペースを設けること。

エ 美術室

- (a) 図画など、主に後期課程の生徒が様々な制作活動が行えるよう必要な設備を設けること。
- (b) 作品の制作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 美術室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品や材料の保管スペースを設けること。
- (d) 必要に応じて隣接する廊下などに作品展示スペースを設けること。

オ 技術室

- (a) 木工・金工など、主に後期課程生徒が様々な制作活動が行えるよう必要な設備を設けること。
- (b) 作品の制作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 技術室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品や材料の保管スペースを設けること。
- (d) 必要に応じて隣接する廊下などに作品展示スペースを設けること。

カ 家庭科被服室

- (a) 前期課程の児童、及び後期課程の生徒双方の使用を想定し整備すること。
- (b) 被服台を設けること。
- (c) 家庭科被服室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品保管スペースを設けること。
- (d) 材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- (e) 被服の授業に対応できるように用具置場を設置するなど、使いやすさを検討すること。
- (f) 必要に応じて隣接する廊下などに作品・資料展示スペースを設けること。

キ 家庭科調理室

- (a) 前期課程の児童、及び後期課程の生徒双方の使用を想定し整備すること。
- (b) 作業台での食事等、調理の一体的利用が可能な設備を設けるとともに、調理器具の利用なども考慮し、十分な換気を確保すること。
- (c) 家庭科調理室から直接出入り可能な準備室を計画し、機材等の保管スペースを設けること。
- (d) 冷蔵庫置き場を設けるとともに、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- (e) 調理の授業に対応できるように用具置場を設置するなど、使いやすさを検討すること。

ク 図書室

- (a) 学校図書館図書標準（平成5年3月29日付文部科学省通知）に基づき算出される図書数が配架・保管できることを目標とし、適正な運用ができるよう書架や収納について計画、整備すること。
- (b) 書架・机・椅子・閲覧コーナーの配置など、児童生徒がより本に親しめる環境となるよ

うに工夫すること。

- (c) 個人やグループで自習できるスペースを可能な限り設けること。
- (d) 教職員が児童生徒の様子を見守ることが出来る見通しの良い空間とすること。
- (e) 調べ学習をしやすいよう普通教室や特別教室との位置関係に配慮し、児童生徒が気軽に立ち寄れ、リラックスした雰囲気での学習又は交流できるよう工夫すること。
- (f) 必要に応じて、情報学習コーナーや情報発信・展示スペースの設置を検討すること。

ケ メディアルーム（PC室）

- (a) PC室として使用できる水準の電源、電気及び通信設備（LAN配線等）を設けること。
- (b) 図書室と隣接して配置し、可動間仕切り等により、図書室と一体として授業や閲覧、自習等に使用できるよう整備すること。

コ 生活指導室

- (a) 職員室との動線に配慮すること。また、可能な限り普通教室等児童生徒が常時滞在する教室から離れた配置とすること。
- (b) 防音などプライバシーに配慮して設置すること。

サ 多目的ホール

- (a) 普通教室2室分を1室として、児童生徒の小集会や説明会、学校関係者による会議など、多目的に使用できるホールを整備すること。
- (b) 上記の使用が可能となるように、マイク等の音響設備、スクリーン、黒板（またはホワイトボード）等必要となる設備を設置すること。

④ 管理諸室

ア 職員室（校務センター）

- (a) 屋外運動場、校門等を見通すことができ、児童生徒や来訪者を確認しやすい配置とすること。
- (b) 校内各所への移動が容易かつ緊急対応ができるよう、配置・動線に配慮すること。
- (c) 児童生徒・保護者が気軽に入りやすいように、動線や開放性に配慮すること。
- (d) 緊急時の使用も想定し、全校（校舎内外、屋内運動場）に対し一斉及び個別放送が可能な設備を備えること。
- (e) 様々な情報を管理できる情報センター機能を整備すること。
- (f) 校務処理などを支援する学校LAN等を構築し、情報環境を整え、OAフロアなどによる配線のための空間を確保すること。また、将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるように、配線等の増設・変更が容易な設計とすること。
- (g) 打合せスペース、流し・湯沸かし器等の設備（給湯スペース）を室内、または職員室に隣接して整備すること。
- (h) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが教職員と機能的な連携を取れるように配慮すること。
- (i) 各種資料について日常的な利用と適切な保管を考慮した棚を設けること。

イ 印刷室

- (a) 印刷機器設置スペース・作業スペース・用紙等の保管スペースを確保すること。

なお、用紙等の収納、保管にあたっては日焼け等により用紙が変質しないよう配慮すること。

- (b) 職員室に隣接するなど、作業にあたっての動線に配慮すること。

ウ 教職員用休憩室（ラウンジ）

- (a) 教職員が休憩でき、また簡易な打合せやコミュニケーションがとれるスペースを確保すること。
- (b) 職員室内、または職員室に隣接するなど動線に配慮して整備すること。

エ 教職員更衣室

- (a) 教職員用に男女別の更衣室を設置すること。
- (b) 管理諸室の一角に配置し、職員室・事務室との動線や、防犯対策に配慮すること。

オ 校長室

- (a) 室内に打合せ、応接のスペースを設け、職員室と隣接させること。また、来賓のアプローチや職員室、給湯スペースとの動線に配慮すること。
- (b) 屋外運動場、校門等を見通すことができ、児童生徒や来訪者を確認しやすい配置とすること。
- (c) 学校の歴史などに関わる各種資料などを保管するための棚等を設置すること。

カ 保健室

- (a) 静けさや良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童生徒が利用しやすい位置に配置すること。
- (b) 緊急車両の乗り入れがしやすいよう 1 階に配置し、屋外運動場等に面した側にも出入り口を設けること。
- (c) 職員室、相談室と連携しやすい配置とすること。
- (d) 保健室登校の児童生徒の出入り、滞在に配慮した配置・構造とすること。
- (e) 収納庫・物入れ（布団収納等）流し台、洗濯用パン等を設置し、洗濯物や布団の干し場についても考慮すること。また、出入り口は移動式ベッドが容易に出入りできる大きさとする。
- (f) 身長計等の備品を収納することができるスペースを設け、薬剤や機密文書、個人の健康記録等を保管する施設可能な保管庫を設置すること。
- (g) シャワー室や多目的トイレを室内または隣接して設置すること。
特に、多目的トイレはオストメイト対応とし、汚物流し（壁付）等必要な設備を設けること。
- (h) 吐瀉物の消毒等を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。

キ 相談（応接）室

- (a) 来客用玄関・校長室・職員室に隣接し、機能的な連携をとれるような配置とすること。
- (b) 防音などプライバシーに配慮して設置すること。

ク 会議室

- (a) 校長室・職員室との動線に配慮すること。また、可能な限り普通教室等児童生徒が常時滞在する教室から離れた配置とすること。
- (b) スクリーンや音響設備等を配置するなど、効率的な会議運営が可能となる環境整備をす

ることが望ましい。

ケ 放送室

- (a) 騒音・遮音対策を講じること。
- (b) 屋外運動場が見通せる配置とすること。
- (c) 放送設備は、校内（屋内運動場含む）・校外（屋外運動場）に対応できること。

コ 教材室・ティーチャーステーション

- (a) 各階に1室以上、教材等の保管のため、教材室を設けること。
- (b) 各階の教材室のうち、1箇所には移動負担の軽減による業務効率化や教員間のコミュニケーションの活性化を図るために、簡易な打合せができるスペース(ティーチャーステーション)を確保すること。なお、この場合においては職員室との機能分担及び相互の連携に留意して計画すること。

サ 倉庫

- (a) 諸室との関連性を考慮した配置とし、階段室を活用するなど可能な限り多くの床面積を確保すること。
- (b) 必要に応じて棚等を配置し、効率的に物品の管理ができるようにすること。

シ サーバー室

- (a) 浸水対策のため、校舎の2階以上に配置すること。
ただし、雨漏り対策のため、最上階への配置は避けること。
- (b) おおむね20㎡以上の面積を確保し、温度調整のため窓のない構造とすること。また、扉は施錠できるようにすること。
- (c) 必要とする設備機器を設置できるよう電源、配線等を整備すること。
- (d) OA機器等管理のため、空調機を設置し（正副各1台）、機械換気設備を備えること。なお、空調機は水漏れによるOA機器破損を防ぐため、設置箇所について配慮すること。
- (e) サーバーラックを設置し、転倒防止対策を講じること。
- (f) 機器の点検、入替え等を考慮し、室内は機器の搬出入、移動が容易な配置とすること。

⑤ その他諸室

ア 配膳室

- (a) 作業の流れを踏まえ、配膳室から各教室・職員室までの動線に配慮して配置すること。
- (b) 給食の搬出入口は、給食等運搬車から直接搬出入ができるような構造とし、給食コンテナが円滑に移動できるよう配慮すること。
- (c) 給食配膳用のエレベーターを設置し、その壁面には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。なお、給食配膳用のエレベーターは、共用部に設けるエレベーターと兼用とすることも可とするが、兼用とする場合は、双方の動線に十分に配慮して設置すること。
- (d) 給食の配膳に利用するコンテナサイズは、W810mm×D1400mm×H1450mmを想定しているが、設計段階において、詳細を協議のうえ計画すること。

イ 学校用務員控室

(a) 学校用務員の控室を確保すること。

ウ 地域コミュニティルーム

(a) PTAや地域ボランティア等の活動拠点を確保すること。

エ 児童・生徒会室

(a) 児童会、及び生徒会の活動拠点を確保すること。

オ 児童生徒用更衣室

(a) 児童生徒用に男女別の更衣室を設置すること。

(b) 防犯対策について十分に配慮すること。

(c) 屋内・屋外運動場への動線に配慮すること。

⑥ 共用部

ア 昇降口・玄関等

(a) 全校児童生徒が屋外運動場へ短時間で出入りでき、安全性にも配慮した、明るくゆとりある昇降口を配置すること。また、外履きの保管（長靴も含む）内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、扉等からの雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画すること。

(b) 来客用玄関は児童生徒の昇降口と別に配置し、来校者の利用とセキュリティに配慮して動線を計画すること。

(c) 昇降口・玄関等はバリアフリーに配慮し、車いすに対応できるようにすること。

(d) 来客用玄関は駐車場からアクセスしやすい配置とすること。

(e) 来客は来客用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ及び傘立てを設置すること。

(f) 昇降口及び来客用玄関には双方向通話及び来客者の画像が確認できるインターホンを設置すること。また必要に応じて遠隔で開閉錠が可能な設備とすること。

イ トイレ

(a) 児童生徒用トイレは、教室及び特別教室等からの距離、動線に配慮し、児童生徒が利用しやすい配置とすること。なお、休憩時間の待ち時間や児童生徒数等の利用者数を考慮した便器数を確保すること。

(b) 児童生徒用トイレは、肢体不自由（軽度）の児童生徒が利用可能な設備（手すり等）を備えた大きめの便所ブースを、男女それぞれに1箇所以上設置すること。

(c) 多目的トイレ（バリアフリートイレ）は、車いすで利用できる仕様とし、各階の児童生徒用トイレに1か所以上設け、汚垂に配慮すること。

(d) 教職員・来客用のトイレを、管理諸室との動線に配慮して配置すること。

(e) トイレは、快適で明るく、清潔なイメージとなるよう照明や色使い等に配慮し、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画すること。

(f) トイレは全て乾式とし、掃除用シンク及び清掃用具置場を確保すること。また、室内照明や手洗い水栓に人感センサーを設置すること。

- (g) 大便器は全て洋式とし、児童生徒用トイレは暖房機能付便座とすること。また、職員・来客用トイレ及び多目的トイレ、特別支援学級近傍のトイレは暖房・洗浄機能付き便座とすること。

ウ 廊下・階段

- (a) 廊下や階段は、教室と同程度の天井高として空間的に開放感をもたせるとともに、避難上有効かつ安全に十分にゆとりのある計画とし、各諸室もしくは各階を合理的かつ機能的に結合するよう配慮すること。また、配膳コンテナや給食運搬用ワゴン、及び電子黒板等が容易に移動できる幅員を確保すること。
- (b) 階段は、児童生徒の安全が確保できるよう、幅員の確保や衝突防止などに留意し、手すりの形状、高さなどについても十分配慮すること。
- (c) 廊下や階段は、掲示板やピクチャーレール等、作品等を展示できるよう設え、情報発信できる空間としても計画すること。
- (d) 廊下は、児童生徒の安全性に配慮した仕上げ等を採用することが望ましい。
- (e) 廊下の壁は、給食運搬用ワゴン等に対する壁面保護材、また、柱等には、適宜コーナガード等を必要に応じて設置すること。

エ エレベーター

- (a) バリアフリーに配慮した配置計画とし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。また、可能な限り緊急時に担架やストレッチャー等が利用できる仕様とすることが望ましい。
- (b) 学習資材や楽器等の大型備品の運搬に利用することを考慮した仕様とすること。
- (c) 円滑な利用と、児童生徒や教職員との衝突防止のため、エレベーターの搬入・搬出口の前に適切な面積のたまり空間を整備すること。
- (d) 給食配膳用のエレベーターと兼用とすることも可とするが、兼用とする場合は、双方の動線に十分に配慮して設置すること。また、EV内に必要な設備を備えること。

オ 手洗い場

- (a) 各階の廊下に適正な数量の手洗い場を設け、諸室からの利用動線に配慮すること。
- (b) 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。
- (c) 児童生徒やその他の利用者を考慮し、利用しやすい間隔となるよう配置すること。
- (d) 手洗い場には、車椅子で使用可能な箇所を1箇所以上設けること。
また、掃除用具用の流し台を1箇所以上設けること。

カ 機械室

- (a) 校舎内の適切な位置に、必要とする設備を集約した機械室を設けること。

⑦ 屋内運動施設（屋内運動場）

- (a) 体育の授業や部活動、式典などを行うことができる十分な広さを確保すること。
- (b) メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場、必要とする諸室を確保すること。
- (c) 舞台、器具庫など必要とする設備を適宜設置すること。
- (d) 器具庫は跳び箱、マットなど必要な器具類が収納できるスペースを確保すること。

- (e) 近隣への音、振動を考慮した防音対策等を行うこと。
- (f) 避難所としての利用も想定し、多目的トイレを設置するとともに、空調設備及び電気通信設備を設置すること。
- (g) 屋内運動場内、屋内運動場玄関、及び校舎から屋内運動場への渡り廊下等については、バリアフリーに配慮し、車椅子に対応できるようにすること。

⑧ 屋外運動施設

ア 屋外運動場

- (a) 体育の授業や運動会、サッカー、野球などの球技などができる十分な面積と使いやすい形状を確保すること。
- (b) 可能な限り1周200m以上のトラック及び100m以上の直線コースを確保できるように計画すること。
- (c) 日照・通風に十分配慮した配置とすること。
- (d) 屋外運動場の規模に配慮し、花壇、学校菜園、観察池（ビオトープ）等の付帯施設を設置すること。
- (e) 花壇は、校門付近等、人目の付きやすく、管理しやすい位置に配置すること。
- (f) 学校菜園は、50㎡以上のスペースを1箇所以上設置すること。
- (g) 飼育小屋の設置については、設計段階で市と協議すること。
- (h) 十分な水飲み場や足洗い場を屋外運動場への出入りなどに配慮した場所に設けること。
- (i) 適度な弾力性を備え、保水性と良好な排水性を確保した構造及び仕様とすること。また、砂塵の発生防止などに十分配慮し、日常のメンテナンスのしやすい仕様とすること。
- (j) 校舎および外部からの見通しを良くし、死角のない屋外空間となるよう配慮すること。
- (k) 植栽への水遣りのために、散水栓を適切に設置すること。
- (l) 砂塵の飛散防止のために、スプリンクラーを適切に設置すること。
- (m) 屋外運動場からの砂塵による近隣への影響を抑えるため、防風柵を設置すること。また、必要に応じて防球ネット（防球ネットの天端高は屋外運動場面から概ね10m程度）を併せて整備すること。なお、防風柵の高さについては、事業予定地周辺の気象状況等を踏まえた上で必要に応じて改善提案を行うこと。また、防風柵による日影について、近隣地、農地等への影響に十分に配慮すること。
- (n) 校舎側は、校舎の窓開放を前提として、ボールの飛ぶ想定範囲に対応して防球ネットを設置すること。
- (o) 防災拠点や地域交流拠点としての役割を充足するために、屋外運動場照明を設置すること。屋外運動場照明はLED照明とし、屋外運動場全面で夜間の球技等が可能な程度の照度・配置を提案すること。点灯・消灯は、職員室及びグラウンドで操作が可能で、タイマーで自動消灯を可能とすること。
- (p) ライン引きのため、周回トラックの内外周点、直線コースの起終点、その他野球、サッカーなどの球技等のコートの角点等、主要なポイントのマークを設置すること。
- (q) 校内放送と同調が可能な音響設備及びスピーカーを適切に配置すること。
- (r) 屋外運動場のセキュリティ対策及び交通安全対策として、外部から屋外運動場に容易に立ち入ることができないよう、フェンスや門扉で囲うなど安全面に配慮すること。
- (s) 屋外運動場は、降雨時に校舎へ砂が流入することを防ぐため、校舎1階の床の高さとの

兼合いに留意すること。また、同様に敷地外へ砂等が流出しないよう配慮すること。

イ 部室

- (a) 各部活動の器具等を保管するスペースを確保すること。

ウ 体育用具倉庫

- (a) 屋外運動場で利用する体育器具を用具の用途や種類別に整理が可能となる設置すること。
- (b) 大型器具の出し入れがしやすいよう扉を設置すること。
- (c) 体育器具が収納された器具庫と区分けされた石灰庫を設置すること。

エ プール

- (a) 校外プールの利用を想定しているため、本事業には含まない。

⑨ サブ屋外運動場

- (a) 屋外運動場とは別に、低学年用児童の利用を想定したサブ屋外運動場を設けること。

⑩ 遊具広場

- (a) 屋外運動場とは別に、固定遊具を配置した遊具広場を設けること。
- (b) 設置する遊具は、すべり台 1 基、4 連ブランコ 2 基、鉄棒（低中高）1 基、雲梯 1 基、ジャングルジム 1 基、登り棒 1 基を想定している。

⑪ テニスコート

- (a) テニスコートを 4 面以上配置し、必要な器具等及びテニスコートを囲む防球フェンスを適切に配置すること。
- (b) 学校敷地外へのボールの飛び出しが考えられる面の防球フェンスは、高さを考慮して適切に配置すること。
- (c) テニスコートからの飛砂の影響を抑えるため、防砂ネット等を設置し、砂の飛散を抑える工夫をすること。

⑫ 外構等

ア 駐車場

- (a) 駐車場は敷地の状況等に応じ、必要台数170台以上（教職員用：80台、来客、こどもクラブ送迎用：90台以上）のスペースを設置し、可能な限り多く設けること。なお、障がい者等用駐車場（数台分）は昇降口・玄関等にアクセスしやすい位置に整備すること。
- (b) 駐車場の仕上げは、アスファルト等で舗装し、車止めを設置すること。また、駐車場内での安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮するとともに、児童等の飛び出し等による事故を防止するための安全柵や植栽等を設置すること。
- (c) 駐車場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない配置とし、外灯（自動点灯及び時間点灯が可能なもの）を適切に配置すること。

イ 駐輪場

- (a) 駐輪場は必要台数330台分のスペースを設置すること。敷地の状況等に応じ、2 段式でも可とする。
- (b) 駐輪場と駐車場の動線、及び場内歩行者動線に十分配慮すること。

ウ 通学用バス乗降所

- (a) 通学用バスが乗り入れし、児童等が安全に乗降できる場所を確保すること。また、配置にあたっては校舎等との動線に留意し、児童等の安全に十分配慮すること。

エ 校門・通用門

- (a) 児童生徒の登下校および給食等の搬出入、緊急車両の進入路や行事等における搬出入ルートを考慮した配置・大きさとすること。
- (b) 歩車分離を明確にし、安全性を確保した計画とすること。
- (c) 防犯、安全面を考慮し、施錠可能な構造とすること。

⑬ 屋外付帯施設

ア 屋外トイレ

- (a) 男女別のトイレを設置すること。
- (b) 多目的トイレ（バリアフリートイレ）を設置すること。
- (c) 運動会や地域開放、地域イベント等での利用に配慮すること

イ ゴミ置き場

- (a) 児童生徒や教職員のゴミ出し動線、回収車の動線に配慮すること。
- (b) 分別などリサイクル教育への利用に配慮すること。

ウ 屋外倉庫

- (a) 維持管理業務に必要な資材、用具等を保管するほか、必要に応じて外部倉庫を設置すること。

エ 防災施設（防災倉庫）等

- (a) 防災倉庫を設置する敷地を確保すること。
- (b) 必要に応じて非常用発電設備、防火水槽等の整備を想定したスペースを確保すること。
- (c) 防災用物資保管のため、災害対策に配慮すること。
- (d) 校舎、屋内運動場との動線を考慮した配置とすること。

⑭ こどもクラブ

ア 全般事項

- (a) 学校敷地内に、校舎から独立して設置すること。
また、校舎等他の施設、駐車場等との動線について、特に安全面に留意し配置すること。
- (b) 2階建ての建物とすること。

イ こどもクラブ室

- (a) 児童1人あたりの面積を1.65㎡と設定し、1室あたりの定員を概ね42名・70㎡以上を基本とする専用区画とすること。また、1室ごとに壁で区切ること。
- (b) 上記専用区画を6室用意すること。
- (c) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよいクラブ室とすること。
- (d) 各クラブ室入口の廊下に掲示スペースを設けること。
- (e) 各クラブに児童用ロッカー（ランドセルが収納できるサイズ以上）を42個以上設置すること。

- (f)各クラブの床は防災カーペット敷にすること。
- (g)外履きの保管場所として下駄箱を各クラブ室に42個以上設置すること。

ウ 職員室

- (a) 各階に10名程度の利用を想定した職員室を設置すること。なお、1人1人個別の机は不要とするが、テーブル2台程度が置けるスペースを確保すること。
- (b) 各職員室に中型冷蔵庫2台程度（または、大型冷蔵庫1台）設置できるコンセント及びスペースを確保すること。
- (c) 給湯スペースを確保すること。
- (d) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮すること。

エ 共用部

- (a) 建物の出入口は、全て1階からとするため、保護者が待つことのできるポーチを設置すること。また、当該ポーチ部から2階部に上がることのできる中階段を設置し、2階との接続部にも同様のポーチを設置すること。なお、利用児童が短時間で出入りでき、安全性にも配慮した、明るくゆとりある出入口及びポーチとすること。
- (b) 出入口はバリアフリーに配慮し、車いすに対応できるようにすること。
- (c) 出入口に、双方向通話及び来客者の画像が確認できるインターホンをクラブ単位で設置すること。
- (d) 廊下は、クラブ室と同程度の天井高として空間的に開放感をもたせるとともに、避難上有効かつ安全に十分にゆとりのある計画とし、各諸室を合理的かつ機能的に結合するよう配慮すること。
- (e) 児童の安全が確保できるよう、幅員の確保や衝突防止などに留意し、手すりの形状、高さなどについても十分配慮すること。
- (f) 廊下は、児童の安全性に配慮した仕上げ等を採用することが望ましい。
- (g) 適正な数量の手洗い場を廊下に設けること。なお、手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。また、児童やその他の利用者を考慮し、利用しやすい間隔、高さとなるよう配置すること。
- (h) 非常時に備え、2階から外に出ることができる外階段を設置すること。なお、外階段は2階中廊下と接続するとともに施錠できるものとする。また、施錠鍵の設置場所は児童が開錠できない高さにする。

オ トイレ

- (a) 児童用トイレは、男女分離したものとする。また、児童数等の利用者数を考慮した便器数を確保し、クラブ室の配置等に配慮して計画すること。
- (b) 児童用トイレは、各階の利用しやすい位置に配置し、軽度の肢体不自由のある児童が利用可能な大きめの便所ブースを男女それぞれに1ブース設けること。
- (c) 多目的トイレ（バリアフリートイレ）は、車いすで利用できる仕様とし、各階の児童用トイレに1か所以上設け、汚垂に配慮すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。
- (d) トイレは、快適で明るく、清潔なイメージとなるよう照明や色使い等に配慮し、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画すること。
- (e) トイレは乾式とし、掃除用シンク及び清掃用具置場を確保すること。また、室内照明や手洗い水栓に人感センサーを設置すること。

(f) トイレは全て洋式とすること。

カ 倉庫

(a) 各階に利用児童（各120名程度）のおやつを概ね1週間分保管できるスペースを確保すること。

(b) 壁面におやつ等を置くための棚を設けること。

キ 情報通信設備

(a) 情報通信のネットワーク対象施設「添付資料10 必要諸室の諸元表」において、各こどもクラブ室に有線LAN用の配管配線及び情報コンセントを設けること。また、アクセスポイントを設けて無線LAN（WiFiルーターを含む。）が利用できるよう整備すること（アクセスポイントの機器の調達および設置は市側で行う）。

(b) アクセスポイント設置個所へ電源コンセントを敷設すること。

(c) ネットワーク技術の進歩に対応した配線交換が容易な設備を設置すること。

(d) 配線仕様は、提案時点の最新のものと計画すること。

(e) こどもクラブ内LANの基幹線の通信速度はCAT6A（10Gbps）とすること。